様式第17の４の３（第23条の９の３関係）

１　機能に係るレートベース

［表略］

注１　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表に掲げる機能ごと（同表１の項ロに定める機能にあつては、同条第２項各号に掲げる部分ごと（同項第３号に掲げる部分について、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、ＳＩＭカードの種類ごと））に作成すること（同条第１項の表１の項ロに掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第６項により算定する場合を除く。）。また、将来原価方式対象機能（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第２項に規定する将来原価方式対象機能をいう。）については、様式第17の４の６（役務別指定設備帰属明細表）及び様式第17の４の７（機能別運転資本計算表）により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「金額」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

［２～４　略］

２　資本構成比

貸借対照表の額	基礎事業年度の貸借対照表の額（期首値）	基礎事業年度の貸借対照表の額（期末値）	平均値
負債の額			
純資産の額			
合計額			

他人資本比率	
自己資本比率	

注　基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第２項に規定する基礎事業年度をいう。

３　他人資本費用

［表略］

注１　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表に掲げる機能ごと（同表１の項ロに定める機能にあつては、同条第２項各号に掲げる部分ごと（同項第３号に掲げる部分について、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、ＳＩＭカードの種類ごと））に作成すること（同条第１項の表１の項ロに掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第６項により算定する場合を除く。）。また、将来原価方式対象機能（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第２項に規定する将来原価方式対象機能をいう。）については、１（機能に係るレートベース）により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「数値」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

２　「機能に係るレートベース」の項には、１（機能に係るレートベース）により算定された値を用いること。

３　［略］

４　［略］

５　［略］

様式第17の４の３（第23条の９の３関係）

１　［同左］

［表同左］

注１　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表に掲げる機能ごと（同号ロに定める機能にあつては、同条第２項各号に掲げる部分ごと（同項第３号に掲げる部分について、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、ＳＩＭカードの種類ごと））に作成すること（同条第１項の表１の項ロに掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第２項により算定する場合を除く。）。

［２～４　同左］

２　［同左］

貸借対照表の額	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額（期首値）	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額（期末値）	平均値
負債の額			
純資産の額			
合計額			

他人資本比率	
自己資本比率	

［新設］

３　［同左］

［表同左］

注１　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表に掲げる機能ごと（同項ロに定める機能にあつては、同条第２項各号に掲げる部分ごと（同項第３号に掲げる部分について、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、ＳＩＭカードの種類ごと））に作成すること（同条第１項の表１の項ロに掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第２項により算定する場合を除く。）。

［新設］

２　［同左］

３　［同左］

４　［同左］